

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

平成30年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)									介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	日常生活継続支援加算 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算 (円)	栄養マネジメント加算 (円)	口腔衛生管理体制加算 (月)	サービス合計×1.45 (地域区分調整)					
要介護1	636	46	4	8	18	12	14	30	51,832		第1段階			
											第2段階	820	390	89,342
											第3段階	1,310	650	112,592
											第4段階	1,970	1,620	163,122
要介護2	703	46	4	8	18	12	14	30	56,513		第1段階			
											第2段階	820	390	94,023
											第3段階	1,310	650	117,273
											第4段階	1,970	1,620	167,803
要介護3	776	46	4	8	18	12	14	30	61,628	所定単位数 × 加算率8.3%	第1段階			
											第2段階	820	390	99,138
											第3段階	1,310	650	122,388
											第4段階	1,970	1,620	172,918
要介護4	843	46	4	8	18	12	14	30	66,340		第1段階			
											第2段階	820	390	103,850
											第3段階	1,310	650	127,100
											第4段階	1,970	1,620	177,630
要介護5	910	46	4	8	18	12	14	30	71,083		第1段階			
											第2段階	820	390	108,593
											第3段階	1,310	650	131,843
											第4段階	1,970	1,620	182,373

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

* 1単位あたり10.45円の計算となります。

※平成27年4月1日から一定の所得がある方は、介護保険自己負担割合が2割となりました。(基本サービス費及び各種加算が対象)

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算①(246単位/日)②(560円/日)、療養食加算(6単位/回)、口腔衛生管理加算(110単位/月)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、看取り介護加算Ⅰ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、看取り介護加算Ⅱ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、780円/単位…死亡日前日及び前々日、1,580単位/日…死亡日)、褥瘡マネジメント加算(10単位/月)、排泄支援加算(100単位/月)、配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間:650単位/回、深夜:1300単位/回)、生活機能向上連携加算(100単位/月)、低栄養リスク改善加算(300単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道150円、陶芸250円、フラワーアレンジメント800/利用時)、喫茶コーナー(50円/コーヒー代)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1620円/利用時)、預かり金(250円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方 平成30年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)										自費分			1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (日)	日常生活継続支援加算 (日)	看護体制加算Ⅰ (日)	看護体制加算Ⅱ (日)	夜勤職員配置加算Ⅰ (日)	個別機能訓練加算 (日)	栄養マネジメント加算 (日)	口腔衛生管理体制加算 (月)	サービス合計×1.45 (地域区分調整)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険負担限度段階	居住費 (日)	食費 (日)	
要介護1	565	36	12	23	41	12	14	30	49,383		第1段階			
											第2段階	420	390	74,493
											第3段階	820	650	94,953
											第4段階	1,150	1,620	135,253
要介護2	634	36	12	23	41	12	14	30	54,250		第1段階			
											第2段階	420	390	79,360
											第3段階	820	650	99,820
											第4段階	1,150	1,620	140,120
要介護3	704	36	12	23	41	12	14	30	59,086		第1段階			
											第2段階	420	390	84,196
											第3段階	820	650	104,656
											第4段階	1,150	1,620	144,956
要介護4	774	36	12	23	41	12	14	30	64,015		第1段階			
											第2段階	420	390	89,125
											第3段階	820	650	109,585
											第4段階	1,150	1,620	149,885
要介護5	841	36	12	23	41	12	14	30	68,789		第1段階			
											第2段階	420	390	93,899
											第3段階	820	650	114,359
											第4段階	1,150	1,620	154,659

所定単位数
×
加算率
8.3%

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

* 1単位あたり10.45円の計算となります。

※平成27年4月1日から一定の所得がある方は、介護保険自己負担割合が2割となりました。(基本サービス費及び各種加算が対象)

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算①(246単位/日)②(560円/日)、療養食加算(6単位/回)、口腔衛生管理体制加算(110単位/月)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、看取り介護加算Ⅰ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、看取り介護加算Ⅱ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、780円/単位…死亡日前日及び前々日、1,580単位/日…死亡日)、褥瘡マネジメント加算(10単位/月)、排泄支援加算(100単位/月)、配置医師緊急時対応加算(早期・夜間:650単位/回、深夜:1300単位/回)、生活機能向上連携加算(100単位/月)、低栄養リスク改善加算(300単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道150円、陶芸250円、フラワーアレンジメント800/利用時)、喫茶コーナー(50円/コーヒー代)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1620円/利用時)、預かり金(250円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。